**軽度者に対する福祉用具貸与届出について**

**１　届出者**

居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターの介護支援専門員

**２　必要書類**

・福祉用具貸与届出書

・添付書類１

「サービス担当者会議を開催しケアマネジメントを行った結果が確認できる書面」を添付してください。

１）サービス担当者会議の要点（第４表）［厚生省　平成11年11月12日老企29号］

　　２）居宅介護支援経過（第５表）［厚生省　平成11年11月12日老企29号］

　　３）介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）

　　　　　［厚生労働省平成18年3月31日老振発第0331009号］

・添付書類２

　「医師の所見が確認できる書面」として、下記のいずれかを添付してください。

　　１）医師の所見及び医師の氏名を記載した居宅（介護予防）サービス計画の写し（ＦＡＸ連絡票、居宅療養等指導等による情報提供書・診療情報提供書の写し等でも可）

　　２）要介護認定の主治医意見書の写し

　　３）医師の診断書の写し

※医師の意見聴取方法について

　　上記の１）については、サービス担当者会議に出席して頂き、直接、医師の所見を得ることが理想ですが、かかりつけ医師が担当者会議に出席できない場合は、ＦＡＸ連絡票等任意の様式による所見を得ることになります。

また、医療機関は「居宅療養管理指導費」（介護保険法施行規則９条、９条の２）などを算定することが可能でありますが、利用者に一部負担金が発生します。

なお、照会で所見を得た場合には、添付書類として照会記録の写しを提出可能です。

上記の３）については、「診断書」という形であれば通常文書料が発生し、自由診療にあたるので、金額は記載医師（医療機関）によって異なり、費用の全額が利用者負担となります。

**３　適用開始について**

　原則として届出書を本町が受領した日の属する月の初日から適用開始します。

**４　申請・確認の頻度について**

　　　申請を行った時点の要介護状態の更新満了日までとし、継続し適用が必要な場合は、改めて申請を行うことになります。

なお、医師の所見の聴取は、サービス担当者会議ごとに行い、特定の状態像に該当していることを確認しておく必要があります。

**５　保管について**

通知書を居宅サービス計画等と共に保管してください。

**６　提出先について**

南関町役場福祉課介護保険係まで提出してください。